

会 議 録

【事業番号5 基幹相談支援センター事業費】

- 1 会議名 平成30年度第1回市民行政評価委員会
- 2 日時 平成30年10月31日(水)午後1時45分～2時15分
- 3 場所 兼六会議室
- 4 出席者
  - (1) 市民行政評価委員会委員  
岡田委員長、山口委員、坂下委員、山崎(純)委員、山崎(陽)委員  
佐々木委員、竹下委員、林委員、三原委員、村上委員
  - (2) 事業担当課(障害福祉課)  
岩野課長、杉林係長、開発主査
  - (3) 事務局(行政経営課)  
津田課長、松本課長補佐、二木係長、古谷主査
- 5 審議内容
  - 評価委員 : 子ども虐待の対策は。  
転居され、次の転居先への引き継ぎ等の仕方、上手に情報が伝わるように何か対策はとられているのか。(事前質問)
  - 事業担当課 : 18歳未満の障害のある児童について、通報や通報に対する虐待対応は、児童虐待防止法の適用となることから、金沢市ではこども総合相談センター(児童相談所)が対応することになる。  
よって、障害のある児童の虐待について相談があった場合は、速やかにこども総合相談センターへ適切に引き継ぐよう対応することとしている
  - 評価委員 : きめ細やかな支援が必要だ。職員の人数は足りているのか。  
(事前質問)
  - 事業担当課 : 現在、職員4名体制にて、基幹相談支援センターの業務に従事している。平成28年10月に基幹相談支援センターが設立され、ちょうど2年が経過し、職員も充実し、軌道に乗ってきたところである。仕事にも慣れ、仕事の幅が広がりつつあることから、現段階では不足しているとは考えていない。  
今後、さらなる事業の充実を進める中で、人員が不足する状況となれば、人員の増を検討していきたい。
  - 評価委員 : 二次評価で「金沢総合健康センターと金沢市福祉サービス公社の統合を踏まえ・見直しを検討する必要がある」とあるが、具体

## 事業番号5 基幹相談支援センター事業費

- 的にどのような見直しを想定しているか。(事前質問)
- 事務局：高齢化社会の進展に対応した地域包括ケアシステムや地域医療の推進をめざし、本市の外郭団体である金沢総合健康センターと金沢市福祉サービス公社の統合を明年4月に予定している。この統合目的を達成するためには、各々の財団が有する専門的知識や人材等を活用し、保健医療と福祉の連携による先進的・専門的な事業を新たに展開していく必要があると考えている。
- 評価委員：二次評価で、内容見直しとなった理由についてももう少し詳しく教えてほしい。(事前質問)
- 事務局：高齢化社会の進展に対応した地域包括ケアシステムや地域医療の推進をめざし、本市の外郭団体である金沢総合健康センターと金沢市福祉サービス公社の統合を明年4月に予定している。この統合により、保健医療と福祉の連携が図られることを踏まえ、障害者基幹相談支援センターにおいても、障害福祉と医療の連携を推進するための機能強化や新たな事業を展開していく必要があると考えている。
- 評価委員：統合することによって、新たな事業が増えるのか。
- 事務局：そのような事業を展開していく必要はあると思う。これまでもそれぞれにおいて、連携を図ってきているとは思いますが、二つの財団が統合することで、それぞれの専門職の知識を活用した総合的なサービスが提供出来るのではないかと思う。
- 評価委員 金沢総合健康センターと金沢市福祉サービス公社と事業課の棲み分けはどうなるのか。
- 事務局 現在は、障害福祉の相談窓口は「基幹相談支援センター」、在宅医療・介護については、「在宅医療介護支援センター」でそれぞれ運営を担っている。これらが、統合することにより、今まで以上に福祉と介護、福祉と医療の連携がスムーズに図れる。具体的にどのような形で連携していくかは、これから模索していくこととなるが、連携することで医療・介護・障害福祉という形で、総合的に提供出来る地域包括ケアシステムというものが構築できる。
- 評価委員：どんな見直しかあまりイメージが出来ない。
- 事務局：具体的な事業展開については、新たに4月1日に設立する新財団の事業として考えていくものであり、また、今後の予算編成で、各所管の部署が行政評価委員会での意見を踏まえて新たな事業を展開していくことになると思う。ただ専門的なサービスの内容については、所管部署が専門的な立場で精通しているため、行政

評価という立場で言えるのは、統合によって環境が変わった部分を踏まえて、新たな事業展開を模索してほしいというところまでしか評価はできないと思う。

評価委員：例えば、医療関係者の方を交えて研修会を開くなど、現時点で統合を踏まえてこのセンターのあり方を変えるという検討は行われているのか。

事業担当課：まだそこまでは行っていない。

評価委員：様々な分野の人が関わりをもつことになるのか。

事務局：地域包括ケアシステムを国が進めていると言う視点で行けばこれからも今まで以上に縦割りではなく、連携を強めて円滑にサービスが提供される体制が必要になってくる。そんな中の一つの取り組みとして今回の財団統合がある。

評価委員：この基幹相談支援センター事業というのは障害のある方たちに直接相談に携わる支援事業所を指導するということか。その事業所が47か所あるとのことだが、相談業務に当たっている職員の方はどれぐらいおいでなのか。研修会を開いて述べ197名参加されたとあるが、一体どれぐらいの割合で参加しているのか。また、統合によって、新しい組織の中で、この基幹相談支援センターは具体的にきちんと位置づけられているのか。

事業担当課：相談支援専門員が事務所に配置されており74名いる。組織編制については、基幹相談支援センターとして位置づけていく。センターがなくなることはない。

評価委員：研修には一人何回か参加しているのか。

事業担当課：約2回ぐらいである。

評価委員：年2回ぐらいは障害のある方の相談に当たっている職員の方が研鑽をきちんと積んでいるということになる。それが多いのか少ないのかわからないが。

評価委員：実施要領第6条について、障害者という位置づけ定義づけというのは障害者手帳をお持ちの方に限られるのか。それともご自分で障害があるという判断で相談したい人も対象になるのか。

事業担当課：サービスの対象となるのは、障害手帳を持っている方や、手帳を持っていなくても診断を受けた方が対象である。